

瀬戸内海の環境の保全に関する
愛媛県計画
(変更案)

令和5年〇月

愛媛県

目 次

まえがき	1
第1 序説	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の範囲	1
3 計画の期間	1
第2 計画の目標	2
1 水質の保全及び管理並びに水産資源の持続可能な利用の確保 に関する目標	2
2 沿岸域の環境の保全、再生及び創出、並びに自然景観及び 文化的景観の保全に関する目標	2
3 海洋プラスチックごみを含む漂流・漂着・海底ごみへの対応 に関する目標	2
4 気候変動への対応に関する目標	3
第3 目的達成のための基本的な施策	3
1 水質の保全及び管理並びに水産資源の持続可能な利用の確保	3
(1) 水環境管理の観点からの汚濁負荷の低減	3
ア 水質総量削減制度等の実施	3
イ 有害化学物質等の低減のための対策	5
(2) 下水道等の整備の促進等	5
ア 下水道の整備	6
イ その他の生活排水処理施設の整備	6
ウ し尿処理施設の整備	7
(3) 底質環境等の改善	7
ア 水質及び底質環境の改善	7
イ 底質改善対策・窪地対策の推進	7
ウ 環境配慮型構造物の採用	7
(4) 油等による汚染の防止	7
ア 船舶及び陸上からの油等の排出防止等	8
イ 事故による海洋汚染の未然防止	8
ウ 排出油等防除体制の整備	8
エ 環境保全対策の充実	8
(5) 栄養塩類の管理等	8

(6)	水産資源を含む生物の生息環境の整備等	9
2	沿岸域の環境の保全、再生及び創出、並びに自然景観及び	
	文化的景観の保全	10
(1)	自然海浜等の保全等	10
ア	自然海浜の保全等	10
イ	藻場・干潟・砂浜等の保全等	10
ウ	自然公園等の保全	11
エ	海水浴場の保全等	12
オ	緑地等の保全	12
カ	史跡・名勝・天然記念物等の保全	13
キ	その他の措置	14
(2)	海砂利の採取の禁止	14
(3)	埋立てに当たっての環境保全に対する配慮	14
(4)	エコツーリズム等の推進	15
(5)	健全な水循環・物質循環機能の維持・回復	15
ア	海域	15
イ	陸域	15
(6)	島しょ部の環境の保全	15
3	海洋プラスチックごみを含む漂流ごみ等の除去・発生抑制等	15
(1)	海岸漂着物等の除去及び内陸地域を含む発生抑制の推進	15
(2)	プラスチックごみ対策の推進	16
(3)	循環経済への移行	17
4	気候変動への対応を含む環境モニタリング、調査研究等の推進	17
(1)	監視測定の充実、調査研究等の推進	17
ア	水質等の監視測定	17
イ	環境保全に関するモニタリング、調査研究及び技術の 開発等	18
ウ	気候変動への対応	18
(2)	技術開発の促進等	18
(3)	栄養塩類管理等における最新の科学的知見に基づく評価	18
5	基盤的な施策の着実な実施	18
(1)	広域的な連携の強化等	18
(2)	環境保全思想の普及及び住民参加の推進	19
(3)	情報提供、広報の充実	19

(4)	環境教育・環境学習の推進	19
(5)	国内外の閉鎖性海域との連携	20
第4	計画の点検	20



瀬戸内海環境保全特別措置法による対象区域

出典 公益社団法人瀬戸内海環境保全協会



瀬戸内海の環境の保全に関する愛媛県計画

まえがき

この計画は、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、愛媛県の区域（同法第 2 条第 1 項に規定する瀬戸内海及び同法第 5 条第 1 項に規定する関係府県の区域のうち愛媛県の区域をいう。）において、瀬戸内海の環境保全に関し実施すべき施策について定めたものである。

第 1 序説

1 計画策定の趣旨

この計画は、瀬戸内海の環境の保全に関する基本理念である、「瀬戸内海が、我が国のみならず世界においても比類のない美しさを誇り、かつ、自然景観と文化的景観を併せ有する景勝の地として、また、国民にとって貴重な漁業資源の宝庫として、その恵沢を国民がひとしく享受し、後代の国民に継承すべきものであることに鑑み、気候変動による水温の上昇その他の環境への影響が瀬戸内海においても生じていること及びこれが長期にわたり継続するおそれがあることも踏まえ、瀬戸内海を、人の活動が自然に対し適切に作用することを通じて、美しい景観が形成されていること、生物の多様性及び生産性が確保されていること等その有する多面的価値及び機能が最大限に発揮された豊かな海とする」旨にのっとり、かつ政府が策定した瀬戸内海環境保全基本計画（昭和 53 年 5 月総理府告示第 11 号）に基づき、本県の区域において、瀬戸内海の環境の保全に関し実施すべき施策を明確にし、また、実施する施策をより効果的なものとするため、瀬戸内海の環境の保全に関する中長期にわたる総合的な計画として策定するものである。

また、この計画を策定し、公表することにより、県内の瀬戸内海関係者、さらには広く県民に対し、瀬戸内海の環境保全の推進に対するなお一層の理解と協力を求めるとともに、意識の高揚を図るものである。

2 計画の範囲

この計画は、沿岸域の環境の保全、再生及び創出、水質の保全及び管理、自然景観及び文化的景観の保全、水産資源の持続的な利用の確保等について定める。

3 計画の期間

この計画の期間は概ね 10 年とする。また、策定時から概ね 5 年ごとに、本計画に基づく施策の進捗状況について点検を行うものとし、必要に応じて見直しを行うものとする。

第2 計画の目標

瀬戸内海の環境保全の推進のためには、関係府県等が相互に協力しながら同一の目標に向かって各々の施策を遂行することが肝要であることにかんがみ、瀬戸内海環境保全基本計画において定められた目標をこの計画の目標とする。

なお、この計画の目標については、「瀬戸内海における今後の環境保全の方策の在り方について（令和2年3月中央環境審議会答申）」に取りまとめられた、

- ① 栄養塩類の管理等による生物の多様性及び生産性の確保
- ② 瀬戸内海全体の水環境を評価・管理する制度的基盤
- ③ 地域資源の保全・利活用に係る取組の推進
- ④ 海洋プラスチックごみを含む漂流・漂着・海底ごみ、気候変動等の課題に対する基盤整備

の4つの方策に取り組み、きれいで豊かな海の確保に向けて、個別目標を次のとおり定める。

また、本計画は2030年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標である「持続可能な開発目標（SDGs）」の理念を反映させた施策展開を推進するものとする。



1 水質の保全及び管理並びに水産資源の持続可能な利用の確保に関する目標

- 瀬戸内海の水質は、全体として改善傾向であるが、有害化学物質等の低減や、水質汚濁、赤潮、富栄養化の防止のための取組を引き続き維持すること。
- 栄養塩類管理制度等の活用をはじめとする特定の海域ごとの実情や必要に応じたきめ細やかな栄養塩類の管理を推進すること。
- 水産資源の持続的な利用を確保するため、生物多様性・生物生産性の観点から環境との調和に配慮しつつ、水産動植物の増殖の推進を図るとともに、藻場・干潟・砂浜等の保全・創出等を含む必要な環境整備や、科学的知見に基づく水産資源の適切な保存及び管理が実施されるよう一層の推進に努めること。

2 沿岸域の環境の保全、再生及び創出、並びに自然景観及び文化的景観の保全に関する目標

- 特定の水域ごとの実情に応じた対策について、栄養塩類をはじめとした水質の管理のほか、生物の産卵場所、生息・生育の場としても重要な藻場・干潟・砂浜等の保全・再生・創出、底質の改善等を同時並行で実施するよう努めること。
- 瀬戸内海地域に成立している優れた自然の風景地や生物多様性の保全上重要な地域について、引き続き保全を推進すること。
- 新たに指定対象が拡充された自然海浜保全地区については、生物の生息場所の確保の

みならず、人々の交流の場、地域による保全活動の場等の新たな視点でも、必要に応じ、新規指定の候補地を検討し、保全活動の活性化を促進すること。

3 海洋プラスチックごみを含む漂流・漂着・海底ごみへの対応に関する目標

- きれいで豊かな海の実現に向け、海洋プラスチックごみを含む漂流・漂着・海底ごみの除去、実態把握や発生抑制を行うこと。
- プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）や美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成21年法律第82号）（以下「海岸漂着物処理推進法」という。）及び同法に基づく基本方針を踏まえつつ、内陸地域も含め、民間事業者、住民等地域関係者と協働した発生抑制、普及啓発等の取組を進めること。

4 気候変動への対応に関する目標

- 近年の瀬戸内海において気候変動影響が生じていること及びこれが長期にわたり拡大するおそれがあることにかんがみ、環境保全に関する施策において、気候変動適応に関する視点を踏まえた対応が必要である。特に、気候変動やそれ以外の要因も関連して生じる水質や生物の生息・生育環境等の変化が、生物の多様性及び生産性に与える悪影響の低減を図るため、適応策を検討・推進すること。

第3 目標達成のための基本的な施策

瀬戸内海における今後の環境保全の方策については、湾・灘ごと、さらには特定の海域ごとに課題が多様化していることから、それぞれの現状を十分把握した上で、この解決に当たっては、各々の地域が主体となって、あるべき地域の海の姿を具体的に描き、この実現に向けて検討を行い、対策を講じる必要がある。このため、湾・灘協議会等を活用し、地域の関係者の多様な意見を集約しながら、各種施策の目標達成に向け、積極的かつ着実な取組を推進するものとする。

なお、対策の効果について科学的な知見が十分に得られていない場合には、科学的に裏付けられたデータの蓄積及び分析を行いつつ、順応的な考え方に基づき、柔軟かつ慎重に取組を推進するものとする。

本県における基本的な施策は、次のとおりとする。

1 水質の保全及び管理並びに水産資源の持続可能な利用の確保

(1) 水環境管理の観点からの汚濁負荷の低減

ア 水質総量削減制度等の実施

本県の瀬戸内海区域は、燧灘、伊予灘（安芸灘含む。）及び宇和海（豊後水道）からなっている。これらの海域に流入等する排水の主な発生源は、燧灘は紙・パルプ製造業、化学工業、化学繊維工業、染色工業等の工場排水、伊予灘は石油化

学、化学繊維等の工場排水と生活排水、宇和海は生活排水、小規模事業場排水及び水産養殖場等である。

本県海域では、水質環境基準の類型指定が現在化学的酸素要求量等については8水域、全窒素・全りんについては5水域で行われている。これら海域の環境基準点の令和3年度における水質は、健康項目については100%環境基準を達成している。一方、生活環境項目については、その代表的指標である化学的酸素要求量でみると、環境基準達成率はA類型77%、B類型57%、C類型100%である。また、富栄養化の主要な原因物質である全窒素及び全りんについてみると、本県では5海域全てⅡ類型に指定しており、環境基準達成率は100%である。これら海域の水質について、環境基準が未達成なものについては、これを達成させるためには計画的に汚濁負荷量の削減を図り、またこれが達成されているものについてはその状態を維持することが必要である。

特に、広域的閉鎖性水域である瀬戸内海については、関係区域内で発生する汚濁負荷量の総量を計画的に削減することが肝要であることから、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）の規定に基づき、水質総量削減制度が実施されている。

本県においては、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針（瀬戸内海）に定められた削減目標量を達成するため、発生源別の削減目標量を定めた化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画（愛媛県）を策定しており、この計画を積極的に実施していくとともに、計画されている各種施策の進捗状況及び瀬戸内海に流入する汚濁負荷量の実態等の把握に努めるものとする。

表1 発生源別の削減目標量（単位 t/日）

	化学的酸素要求量	窒素	りん
生活排水	9(11)	7(7)	0.6(0.7)
産業排水	33(32)	7(7)	0.5(0.5)
その他	7(6)	42(42)	3.1(3.1)
計	49(49)	56(56)	4.2(4.3)

目標年度：令和6年度（括弧内は令和元年度実績）

これらの対策を推進するに当たっては、(2)以降に掲げる下水道等の整備等の施策と合わせ、次の施策を総合的に講ずるものとする。

- (7) 産業排水については、総量規制基準の遵守等の観点から、引き続き、現在の水質が悪化しないように留意し、必要な処理施設等の改善整備及び維持管理の適正化に努める。また、環境保全施設の整備促進を図るため、愛媛県環境保全資金融資制度等の積極的な活用を促進を図るものとする。
- (4) 漁業に由来する汚濁負荷量を削減するため、持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）、愛媛県魚類養殖管理要領（昭和53年2月4日制定）等に

に基づき、魚介類の養殖漁場の底質の悪化や富栄養化が生じないよう、放養尾数を養殖生簀面積1㎡あたり、ハマチでは35kg以下、その他の魚類では40kg以下に抑えるなど、適切な漁場管理に努める。

また、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）、愛媛県環境保全型農業推進基本方針（令和5年3月改定）等に基づき、肥料の施用量の低減を図ること等により、環境保全型農業を推進する。

さらに、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）、家畜排せつ物の利用の促進を図るための愛媛県計画（令和3年4月改定）等に基づき、畜産農家と耕種農家との連携による家畜排せつ物の農地還元を行うとともに、巡回指導等により適正な家畜排せつ物の処理施設の設置及び管理技術の指導に努める。

(ウ) 河川等の直接浄化等を推進するとともに、微生物を用いた水質浄化システムの開発等自然環境が有する水質浄化機能の積極的な活用を図るものとする。

イ 有害化学物質等の低減のための対策

本県においては、水質環境基準の健康項目については、全測定地点で環境基準を達成しており、今後も特定施設の設置等の許可制の適切な運用等により、水質環境基準の達成推進を図るものとする。

特に、ダイオキシン類についてはダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）に基づく排出規制の推進、常時監視の実施による状況の把握により、水質環境基準の達成推進に努めるものとする。また、ダイオキシン類の分解技術研究についても積極的に推進するものとする。

また、有害性のある化学物質については、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）に基づき排出量の把握及び管理を促進するものとする。

さらに、水銀又はPCB 等人の健康に有害な物質を含む汚泥の堆積による底質の悪化を防止するとともに、これらの物質につき国が定めた除去基準を上回る底質の除去等の促進を図るものとする。

(2) 下水道等の整備の促進等

生活排水については、瀬戸内海の特徴等にかんがみ、水質総量削減制度の実施、富栄養化対策の推進等の観点から、第四次愛媛県全県域生活排水処理構想（令和5年3月策定）に基づき、市町と協力して、地域の実情等に応じ、下水道や農業・漁業集落排水施設、浄化槽等の生活排水処理施設及びし尿処理施設の整備を推進するとともに、これらの施設の適正な維持管理を徹底する。また、必要に応じ高度処理の導入や順応的な水質管理を図る。

表2 第四次愛媛県全県域生活排水処理構想における目標値

	基準年度 (令和3年度)	中間目標年度 (令和8年度)	目標年度 (令和14年度)
汚水処理人口普及率	82.1%	87.7%	91.2%

さらに、近年、経営環境が厳しさを増している汚水処理事業について、愛媛県汚水処理事業広域化・共同化計画（令和5年3月策定）に基づき、より一層の事業の効率化を促進する。

ア 下水道の整備

瀬戸内海の水質保全を図る上で、生活排水に係る汚濁負荷量及び栄養塩類の削減対策としての下水道の整備は、極めて重要な施策である。

本県の関係区域における下水道は、令和3年度末において、11市5町で終末処理場が稼働しているが、処理人口は753千人、普及率は57.9%と依然低水準の状況にある。

下水道は、瀬戸内海の水質保全を図る上で重要な汚水処理施設であるため、16市町で取り組んでいる下水道施設の整備促進に努めるものとする。

下水道終末処理場については、維持管理の徹底等により排水水質の安定及び向上に努めるほか、再生水の利用を推進する。合流式下水道については、越流水による負荷等への対策の取組を推進する。また、流域等が一体となった流域別下水道整備総合計画を策定し、水質保全に努めるものとする。

イ その他の生活排水処理施設の整備

下水道整備が当分の間見込めない地域や下水道整備予定区域外においては、地域の実情に応じて、生活排水対策として、浄化槽、農業集落排水施設等の最適な整備手法を選定する。

(7) 浄化槽

関係区域における浄化槽については、浄化槽設置整備事業及び公共浄化槽等整備推進事業により、令和3年度末までに、11市6町で58,352基が整備されており、今後も地域の特性を考慮し、事業を推進するものとする。

また、浄化槽法（昭和58年法律第43号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び愛媛県浄化槽取扱指導要綱（昭和60年9月28日制定）に基づき、設置及び維持管理の指導を徹底するとともに、法定検査制度の適正運用に努めることとし、規模の大きな浄化槽については、必要に応じ、窒素及びりん除去等高度処理浄化槽の設置を指導するものとする。

(イ) 農業集落排水施設等

農業集落排水施設、コミュニティプラント及び漁業集落排水施設については、令和3年度末までに65施設が整備されている。

今後も、地域の特性を考慮し、農業集落排水施設、コミュニティプラント、漁業集落排水施設等の整備を促進する。また、必要に応じ、窒素及びりんの除

去等高度処理施設の設置を指導するとともに、再生水の利用を推進するものとする。

ウ し尿処理施設の整備

し尿処理施設については、令和3年度末において、11施設が整備されており、その処理能力は、1,218kl/日である。

下水道整備との関連を配慮して必要なし尿処理施設の整備を進めるとともに、施設の新設及び増改築に併せて、窒素及びりん除去性能の向上を含めた高度処理の積極的な導入を図るものとする。

(3) 底層環境等の改善

ア 水質及び底質環境の改善

底質環境に悪影響を及ぼす水質の悪化、水質に悪影響を及ぼす堆積した有機物の分解等への対策については、海域利用の実情に応じて、浚渫や覆砂、敷砂、海底耕耘等の底質環境の改善対策を水質保全対策等と組み合わせるなど、環境との調和に十分配慮しつつ適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、これらの取組と合わせ、生物の生息等に対する直接的な影響を判断できる指標として定められた環境基準である底層DOの類型指定を検討する。

イ 底質改善対策・窪地対策の推進

栄養塩類の偏在や底質からの過剰な窒素及びりんの溶出や貧酸素水塊の発生を抑制するため、流況改善対策や浚渫や覆砂等の底質改善対策について、周辺海域の水環境の改善効果を把握及び評価しつつ推進するものとする。

ウ 環境配慮型構造物の採用

水質浄化及び生物の生息・生育空間の確保の観点から、新たな護岸等の整備や既存の護岸等の補修・更新時には、施工性及び経済性等も考慮しつつ、原則として、生物共生型護岸等の環境配慮型構造物を採用する。

(4) 油等による汚染の防止

本県の瀬戸内海の区域には、重要港湾の三島川之江港、新居浜港、東予港、今治港、松山港及び宇和島港のほか、44の地方港湾がある。

石油コンビナート等特別防災区域には、松山地区、新居浜地区、菊間地区及び波方地区の4地区が指定されている。

また、来島海峡を始め本県の海域は、船舶の往来が多く、地形が複雑である。

このような状況を踏まえ、次の施策を講ずることにより、船舶廃油及び船舶の事故等に起因する流出油等による海域の汚染の防止を図るものとする。

特に、油等による汚染については、1990年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約（平成7年条約第20号）及び2000年の危険物質及び有害物質による汚染事件に係る準備、対応及び協力に関する議定書の規定に基づき策定された油等汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画（平成18年12

月 8 日閣議決定)に基づき、油等汚染事件に伴う海域環境被害の防止又は回復のための措置が適切に実施できるよう地域の实情に応じた準備及び対応の施策を積極的に推進する。

ア 船舶及び陸上からの油等の排出防止等

船舶及び陸上からの油等の排出防止のため、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号）、港則法（昭和 23 年法律第 174 号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）、水質汚濁防止法等の規定に基づく規制の徹底と監視取締りの強化を図る。

また、現在松山港、菊間港等に設置されている廃油処理施設の活用により、船舶廃油等の適正な処理を図る。

イ 事故による海洋汚染の未然防止

事故による海洋汚染を未然に防止するため、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）及び石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号）に基づく規制の徹底と指導監視の強化を図るとともに、本県及び関係市町の地域防災計画並びに愛媛県石油コンビナート等防災計画（昭和 52 年 3 月 29 日制定）による防災活動等の適切な運営を推進する。

また、船舶衝突事故等による油等流出を防止するため、海上交通安全法（昭和 47 年法律第 115 号）、港則法等に基づく規制の徹底と指導取締りの強化を図るとともに、海上交通の安全のための施設の整備を促進する。

ウ 排出油等防除体制の整備

排出油等の流出拡大を防ぐため、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律及び石油コンビナート等災害防止法に基づくオイルフェンス、薬剤等の備付義務の徹底を図るとともに、これら排出油等防除資機材等の整備に努める。

また、排出油等を速やかに回収するため、現在、松山港及び菊間港に整備されている油回収船の積極的な活用を図るものとする。

さらに、大量の流出油等に対しては、海上災害防止センターの活用を図るほか、瀬戸内海中部海域排出油等防除計画（昭和 53 年 3 月 30 日付け海上保安庁長官通知）及び瀬戸内海東部海域排出油等防除計画（昭和 53 年 3 月 30 日付け海上保安庁長官通知）に基づき、迅速かつ的確な排出油等の防除のための措置の実施を図るとともに、各地区の排出油等防除協議会等を利用して関係相互の協力体制を整備し、防除活動等の適切な運営を促進する。

エ 環境保全対策の充実

油等流出事故による自然環境等に及ぼす影響調査を実施し、事故後の回復状況の評価にも資するべく、引き続き、平常時の自然環境等の観測データの蓄積に努めるものとする。

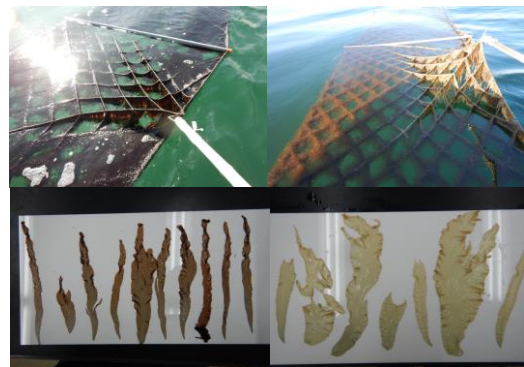
(5) 栄養塩類の管理等

本県海域においては、燧灘、伊予灘では漁船漁業、宇和海では養殖漁業が主であ

るとともに、燧灘沿岸部及び島しょ部ではノリ養殖も行われているなど、海域によって利用状況が異なっていることを考慮する必要がある。

このため、生物多様性・生物生産性の確保の重要性にかんがみ、栄養塩類管理制度も活用しながら、地域における海域利用の実情を踏まえ、必要に応じ、順応的かつ機動的な栄養塩類の管理等、特定の海域ごと、季節ごとのきめ細やかな水質管理を行うものとする。同時に、周辺環境の保全と調和・両立を前提に、一部の海域への栄養塩類供給及び藻場・干潟等の再生・創造等により、生物の多様性の恩恵としての、将来にわたる多様な水産資源の確保に貢献するものとする。

また、栄養塩類と生産性が低下している水産資源との関係解明等を更に進め、一部の海域で指摘されている栄養塩類不足を一因とするノリの不漁・色落ちや、栄養塩類が植物プランクトンの生成を通じて魚介類等の水産資源に与える影響の可能性について、関係者に知見を提供するとともに、栄養塩類供給の管理方策を提案するなど、より効果的に取り組んでいくものとする。



正常なノリ (左) 色落ちしたノリ (右)

(6) 水産資源を含む生物の生息環境の整備等

藻場・干潟は重要な漁場であるばかりでなく、水産生物の産卵、幼稚魚の生育等の資源再生産の場としての機能や、有機物の分解による水質の浄化、ブルーカーボン等の様々な機能を有していることを踏まえ、その保全・創造等に努めるものとする。

水産生物の生活史に対応した良好な生息・生育環境空間を創出するため、より広域的・俯瞰的な視点を持った漁場整備と水域環境保全対策の推進に努めるものとする。

また、愛媛県栽培漁業推進基本計画に基づき、種苗の生産に取り組むとともに、沿岸漁場整備開発事業で整備した増殖場などの生息適地に放流することにより、効果的な栽培漁業に努めるものとする。

さらに、愛媛県漁業調整規則や漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）による法的な資源管理のほか、愛媛県資源管理指針に基づき漁業者自らが資源管理を進め、また順次、愛媛県資源管理方針に基づく漁業者が資源管理に関する協定を結ぶことに移行しながら、広く一般の理解を深めるとともに、地域の関係者として遊漁者にも資源管理において一定の役割を果たしてもらえよう努めるものとする。

なお、他の海域から入り込む魚介類や微生物等が瀬戸内海の特徴によりその水質、生態系、水産資源等に大きな影響を及ぼすおそれがあることから、これらに対して十分留意し、必要に応じて対策を行うものとする。

2 沿岸域の環境の保全、再生及び創出、並びに自然景観及び文化的景観の保全

(1) 自然海浜等の保全等

ア 自然海浜の保全等

第5回自然環境保全基礎調査における海辺調査報告書（平成10年3月環境庁調査）によると、平成9年度調査において、本県の瀬戸内海の海岸線のうち、自然海岸は約45%、半自然海岸は約22%、人工海岸は約32%、河口部は約1%である。

これらの自然海岸及び半自然海岸のうち、海水浴場として、堀江（松山市）、唐子浜（今治市）等で年間推定約50万人の利用者があるほか、潮干狩場として、高野川海岸（伊予市）、岩松川河口（宇和島市）等があり、魚釣り場として県下の沿岸一帯で多くの場所が利用されている。

瀬戸内海の沿岸域は、開発等により、自然海岸が減少し、既に海岸の景観が損なわれている場合もあることにかんがみ、残された自然環境の保全について、特に慎重に配慮するものとする。また、海面及び沿岸部等において、施設を設置する場合においても、景観の保全について十分配慮するものとする。

(ア) 規制の徹底と指導、取締りの強化

自然海浜の保全のため、愛媛県自然海浜保全条例（昭和55年愛媛県条例第3号）に基づき、自然海浜保全地区（23地区）を指定しており、その監視及び指導に努めるものとする。

また、その他県下の貴重な自然海浜が、自然公園法（昭和32年法律第161号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）、都市公園法（昭和31年法律第79号）、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（大正7年法律第32号）及び森林法（昭和26年法律第249号）に基づく各種指定地区に指定されているので、これらの指定地域においては、それぞれ、当該法律に基づく適切な運用を図ることにより、自然海浜がその利用に好適な状態で保全されるよう努めるものとする。

(イ) 養浜等による海浜環境の整備

自然海浜の保全にとどまらず、自然とのふれあいの場等として、自然環境に配慮した海浜の整備に努めるものとする。

イ 藻場・干潟・砂浜等の保全等

瀬戸内海における藻場・干潟分布状況調査（平成27～29年度環境省調査）によると、本県の沿岸海域には、約3,382haの藻場がある。また、藻場測量調査（平成28～令和元年度愛媛県調査）によると、本県の燧灘、伊予灘及び宇和海の沿岸海域にはアマモ場が976ha、ガラモ等の混成藻場が756ha、その他藻場が664haある。また、本県には、約1,036haの干潟が存在している。

魚介類の産卵生育の場となっている藻場及び魚介類・鳥類等の生態系を維持する上で重要な役割を果たすとされている干潟は、各種開発の進展に伴い、減少する傾向にある。さらに、藻場については、近年、環境変化等による新たな減少開

題も発生している。

このため、水産資源保護法（昭和 26 年法律第 313 号）に基づき保護水面に指定されている松山市二神島地先水域、瀬戸内海漁業取締規則（昭和 26 年農林省令第 62 号）により藻場等ひき網漁業禁止区域に指定されている西宇和郡伊方町地先水域等 22 箇所の水域、及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき特別保護地区に指定されている南宇和郡愛南町鹿島の干潟においては、法令に基づく規制措置の適切な運用により、藻場及び干潟の保全を図るとともに、適宜これら地域指定の見直しを行い、必要に応じ新たな指定又は指定区域の変更を行うものとする。

沿岸域における藻場・干潟・砂浜等が適正に保全され、また、必要に応じて再生・創出のための措置を講ずるものとする。とりわけ藻場・干潟等については、1(6)にある様々な役割にも留意し、自然海浜保全地区制度の活用も含め、保全・再生・創出の取組を推進するものとする。また、愛媛県海域藻場ビジョン（令和 4 年 3 月）に基づく対策を実施するとともに、継続的な観察、モニタリング等により、生物の生息・生育場所としての機能の確認等を行うものとする。



アマモの食害痕



藻場の分布調査

ウ 自然公園等の保全

本県の瀬戸内海の区域における自然景観の核心的地域としては、来島海峡を主要景観とする芸予諸島と忽那七島等が瀬戸内海国立公園に、宇和海南部のリアス海岸及び日振島、御五神島等が足摺宇和海国立公園に、それぞれ自然公園法に基づき指定されている。

また、佐田岬半島、宇和海北部のリアス海岸、大島、黒島、佐島、高島等が、愛媛県県立自然公園条例（昭和 33 年愛媛県条例第 50 号）に基づく佐田岬半島宇和海県立自然公園に指定されている。

これらの自然公園については、瀬戸内海特有の優れた自然景観が失われないようにすることを主眼として、適正に保全されるよう関係法令に基づく規制の徹底と監視及び指導の強化を図るとともに、国立公園清掃活動事業等による清掃美化及び自然保護思想の普及啓発に努めるものとする。

また、公園事業の適切な執行により、憩いの場として、利用の促進を図るとと

もに、必要に応じて国立公園及び県立自然公園の区域等の見直しを進めるものとする。

さらに、国立公園等と密接な関連を有する地域、同等の自然の価値を有する地域についても、自然景観の保全に努めるものとする。

なお、取り得る保全策が複数存在する場合には、相互に連携・調和することとする。



来島海峡



佐田岬灯台

エ 海水浴場の保全等

海水浴場、潮干狩場、海辺の自然観察の場等の自然とのふれあいの場や地域住民の憩いの場の水質について、良好な状態で保全するように努めるものとする。

また、水質汚濁の防止のため、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置等の許可及び水質汚濁防止法の規定に基づく排水規制の適切な運用並びに生活排水対策の計画的推進により水質環境基準の達成維持を図るものとする。



松原海水浴場

オ 緑地等の保全

瀬戸内海の島しょ部及び海岸部における草木の緑は、瀬戸内海の景観を構成する重要な要素である。

特に、くろまつは白砂青松の景観を呈し、瀬戸内海のシンボリックな存在であるが、松林は松くい虫による被害や里山の利用形態の変化により、減少している。

また、各種開発により自然緑地も減少してきている。

このため、「えひめ農林水産業振興プラン2021」(令和3年3月策定)に基づき、森林(もり)づくりを推進するとともに、現状の緑を極力維持し、かつ積極的にこれを育てるため、次のような施策を推進するものとする。

(7) 良好な自然景観を有する沿岸地域及び島しょ部における林地の保全

森林法に基づく保安林制度により、森林の機能を維持増進するとともに、林

地開発許可制度により、林地の無秩序な開発の防止を図る。

また、採石法（昭和 25 年法律第 291 号）及び砂利採取法（昭和 43 年法律第 74 号）に基づく採取計画の認可並びに海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）に基づく海岸保全区域における行為の許可に際しては、緑地等の保全につき十分配慮し、採取跡地における緑化の確実な履行の確保に努めるものとする。

(イ) 沿岸都市地域における緑地の確保

松山市等における都市公園整備事業及び継続工事実施中の東予港、宇和島港等における交付金事業（緑地等施設整備）を積極的に促進するとともに、都市計画法に基づく風致地区（現在 15 箇所、696ha 指定済）等の指定を進め、その保全に努める。

なお、都市の緑地の適正な保全及び緑化の一層の推進を総合的かつ計画的に行うための方針である緑の基本計画の策定を推進するものとする。

(ウ) 健全な森林の保護育成のための事業等の実施

森林環境保全整備事業を積極的に推進するとともに、森林病虫害の防除対策を進め、さらには治山事業等を促進することにより、健全で快適な森林の保護育成に努め、森林構成の多様化を推進するものとする。

(エ) 緑地修景措置

開発等により、やむを得ず緑が損なわれる場合においては、本県の開発許可制度の技術基準（昭和 46 年制定）、大規模開発行為に関する指導要綱（平成 13 年 5 月 18 日制定）又は開発行為の許可基準の運用細則について（平成 14 年 5 月 8 日付け林野庁長官通知）等に基づいて公園、緑地等を確保させ、併せて植栽等を指導するなどして緑の修復に努めるものとする。

カ 史跡・名勝・天然記念物等の保全

瀬戸内海には、自然景観と一体をなしている史跡、名勝、天然記念物等が数多い。本県の区域で文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）に基づき指定されている史跡として能島城跡等が、名勝として波止浜、志島ヶ原等が、天然記念物として三崎のアコウ等があり、重要文化的景観として遊子水荷浦の段畑等が選定されている。また、愛媛県文化財保護条例（昭和 32 年愛媛県条例第 11 号）に基づいて指定されている史跡として甘崎城跡が、名勝として法王ヶ原、鹿島等が、天然記念物としてカブトガニ繁殖地、宇和海特殊海中資源群等がある。

これら文化財は、できるだけ良好な状態で保存されるよう関係法令に基づく規制を徹底するとともに、保存修理及び環境整備等の対策を積極的に進めるものとする。

また、水軍関連文化財の発掘調査や所在調査等を積極的に行うとともに、水軍の歴史・文化にふさわしい景観の整備に努め、個性豊かな文化財の普及啓発に努めるものとする。

キ その他の措置

平成 8 年 12 月 17 日の第 26 回瀬戸内海環境保全知事・市長会議で採択された「瀬

戸内海景観宣言」により、国や関係府県市の相互協力の下、それぞれの地域の特性や個性を考慮しつつ、瀬戸内海のまとまりのある内海景観を保全し、及び創造していくものとする。

さらに、瀬戸内海各地に点在する漁港、段々畑、街並み等の自然景観と一体となって重層的にそれぞれの地域の個性を反映している文化的景観についても、適切に保全されるよう配慮するものとする。



能島城跡



遊子水荷浦の段畑

(2) 海砂利の採取の禁止

海砂利採取については、自然環境への影響が懸念されており、環境問題発生の恐れがあること等から、平成 14 年度に県骨材対策委員会から出された検討結果を踏まえ、3年間の猶予期間において、平成 18 年 4 月から採取禁止としており、今後も採取禁止を堅持するものとする。

(3) 埋立てに当たっての環境保全に対する配慮

本県の瀬戸内海区域における埋立てについては、未利用地や既存施設の有効利用のほか、残土等の搬出抑制及び有効利用、廃棄物の発生抑制及び再利用等を通じた循環型社会の形成を推進することによって、極力その抑制に努めるものとする。

なお、やむを得ず公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項の免許又は同法第 42 条第 1 項の承認を行う場合にあっても、瀬戸内海環境保全特別措置法第 13 条第 1 項の埋立てについての規定の運用に関する同条第 2 項の基本方針に沿って、環境保全に十分配慮するものとする。

また、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）及び愛媛県環境影響評価条例（平成 11 年愛媛県条例第 1 号）に基づく環境影響評価に当たっては、環境への影響の回避・低減を検討するとともに、必要に応じ適切な代償措置を検討するものとする。その際、地域住民の意見が適切に反映されるよう努めるものとする。

これらの検討に際しては特に藻場・干潟等は、一般に生物多様性・生物生産性が高く、底生生物や魚介類の生息・生育、海水浄化等において重要な場であることを考慮するものとする。

(4) エコツーリズム等の推進

瀬戸内海に特有な景観を活用して、都市住民を含む市民が海や自然の保護に配慮しつつ自然等とふれあい、これらについての知識や理解が深まるよう、近隣県の関係団体と連携し、エコツーリズム推進法（平成19年法律第105号）に基づいたエコツーリズム推進に努めるものとする。この際、独自の景観を残している島しょ部をはじめ、しまなみ海道とその周辺、スナメリやカブトガニといった地域の保全活動等を象徴する生物など地域が持つ特有の魅力を再評価すると同時に、地域の活性化にもつながるよう努めるものとする。



サイクリングしまなみ

(5) 健全な水循環・物質循環機能の維持・回復

健全な水循環・物質循環機能の維持・回復を図るため、流域を単位とした関係者間の連携の強化に努めつつ、各地域で次の施策を実施する。

ア 海域

海域と陸域との連続性に留意して、藻場、干潟、自然海岸等の沿岸域の環境の保全に努めるものとする。

イ 陸域

森林や農地の適切な維持管理、河川、湖沼等における自然浄化能力の維持及び回復、地下水のかん養、下水処理水の再利用等に努めるものとする。また、これらの施策の推進に当たっては、流域を単位とした関係者間の連携の強化に努めるものとする。

(6) 島しょ部の環境の保全

本県には、199の島があり、これら島しょ部では、限られた環境資源を利用した生活が営まれていることから、その環境保全は住民や社会経済のあり方に直結する課題であることにかんがみ、環境容量の小さな島しょ部においては、特に環境保全の取組が重要であり、ほぼ全町で生活排水処理施設が整備されている上島町のよう

に、今後とも環境保全施設の整備を促進する。

3 海洋プラスチックごみを含む漂流ごみ等の除去・発生抑制等

(1) 海岸漂着物等の除去及び内陸地域を含む発生抑制の推進

海洋プラスチックごみを含む漂流ごみ等は世界の多様な地域から発生しており世界全体の共通課題となっており、全国有数の水産県で全国第5位の海岸線を有する本県においても重要な課題である。

瀬戸内海における海洋プラスチックごみの大半は国内由来であるとされており、海洋プラスチックごみを含む海岸漂着物等の問題の解決に当たっては、海岸漂着物等の除去の視点だけではなく、ポイ捨て抑制対策、分別回収の徹底と散乱防止対策、これらの普及啓発等により発生抑制を推進することとする。

海岸漂着物等については、海岸漂着物処理推進法及び同法に基づき策定した基本方針に基づき、本県においても愛媛県海岸漂着物対策推進地域計画（平成 29 年 2 月改定）を策定しており、海岸漂着物等の円滑な回収・処理・効果的な発生抑制対策を推進する。また、漂流・海底ごみについては、同法附帯決議に基づき、実態把握や回収・処理、発生抑制対策等に積極的に取り組むものとする。

このため、陸域を含めたごみ、油等の投棄を防止するため、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、港則法、海岸法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づく規制の徹底と監視取締りの強化を図るとともに、クリーン愛媛運動、海浜美化活動、愛媛県海岸漂着物対策活動推進員・団体制度、愛リバー・サポーター制度、愛ビーチ・サポーター制度等の広報活動や清掃活動への住民参加及び 3 R の推進等を通じて、ごみの発生抑制、海面、海浜及び河川の美化意識の向上や清掃の実施に努めるものとする。

また、海上に浮遊するごみ、油等を回収するため、松山港及び三島川之江港に配備されている清掃船並びに松山港及び菊間港に配備されている油回収船を積極的に活用していくものとする。



立入困難海岸の漂着ごみ



愛リバー・サポーター活動

(2) プラスチックごみ対策の推進

廃プラスチック等の漂流・漂着・海底ごみについては、プラスチックごみの量や種類等の実態把握や、使用や廃棄段階における適切な管理等を通じたマイクロプラスチックも含めた海洋への流出防止の対策のほか、「えひめ循環型社会推進計画（第 5 章えひめプラスチック資源循環戦略）」（令和 4 年 3 月策定）に沿った取組を進めるとともに、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に基づき、プラスチック廃棄物の排出抑制や回収・リサイクルの円滑化、環境に配慮された代替素材への転換を促進するための措置を講じ、海洋プラスチックごみ問題の解決に向けた取組を着実に進めていく。

(3) 循環経済への移行

本県では、これまで進めてきた取組等により、廃棄物の排出量や最終処分量は着実に減少しているが、さらなる循環型社会の形成のためには、できる限りリデュース（発生抑制）やリユース（再使用）によって、排出量を減少させるとともに、リサイクル（再生利用）や熱回収を行うことにより、最終処分量を減少させた上で適正に処理する必要がある。

そのため、えひめ循環型社会推進計画等に基づき、県民一人ひとりが、従来の大量生産・大量消費型かつワンウェイ型のライフスタイルから、循環を基調とした生活の豊かさと環境の保全を両立させたライフスタイルへの転換を図るとともに、プラスチック資源循環の推進、廃棄物の適正処理の推進、焼却施設や最終処分場等の監視指導や不法投棄・不適正処理対策の徹底、排出事業者や処理業者に対する普及啓発、廃棄物処理施設の防災センター化や自立・分散型の地域エネルギーとしても機能するよう、取組を進めるものとする。

なお、廃棄物の海面埋立処分には、環境保全と廃棄物の適正な処理の両面に十分配慮するとともに、当該処分地が地域で果たす役割や大規模災害等に備えた災害廃棄物の処分地の確保に対する社会的要請の観点から、整合性を保った廃棄物処理計画及び埋立地の造成計画によって行うものとする。

4 気候変動への対応を含む環境モニタリング、調査研究等の推進

(1) 監視測定の実効性、調査研究等の推進

ア 水質等の監視測定

瀬戸内海の水質保全対策の実効性を期するには、公共用水域の環境基準の維持達成状況及び水質汚濁の発生源における排水基準の遵守状況を把握するため、水質等の監視測定が必要である。

このため、公共用水域については、令和3年度、水質汚濁に係る環境基準点として、海域129地点、河川42地点、湖沼6地点、合計177地点において水質汚濁防止法による測定計画に基づき、関係機関の相互協力の下に、常時監視に努めているところであるが、今後とも、これら常時監視の維持・拡充を図り、監視体制の整備に努めるものとする。

また、水質汚濁の発生源については、水質汚濁防止法及び愛媛県公害防止条例（昭和44年愛媛県条例第23号）に基づき、工場又は事業場に対する排水基準の遵守、指導の徹底等に努めるとともに、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減制度の施行に伴い、指定地域内事業場における汚濁負荷量を的確に把握するための測定体制の充実を図るものとする。

さらに、工場・事業場等からの発生負荷量の管理業務や公共用水域の水質監視業務に伴うデータ整理及び解析機能の質的向上を図るものとする。

また、ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、

令和3年度は海域4地点、河川9地点、地下水1地点の調査を実施し、県下の環境状況の把握に努めているところであり、今後とも常時監視の継続実施に努めるものとする。

イ 環境保全に関するモニタリング、調査研究及び技術の開発等

本県においては、愛媛県立衛生環境研究所を中心に、県の試験研究機関や大学等の関係機関の連携の下に、環境保全に関する調査研究や技術開発を推進する。このほか、水産研究センター及び栽培資源研究所が中心となって、赤潮の発生メカニズムの解明並びに防除技術の開発、環境影響評価手法の向上に関する調査研究、生物多様性・生物生産性の確保の観点からの水質管理等に関する調査研究を今後とも推進するとともに、瀬戸内海に関する環境情報、調査研究及び技術開発の成果等のデータベースを整備し、オープンデータ化も含めた情報の共有化及び情報収集の効率化に努めるものとする。

なお、本県の瀬戸内海の区域における赤潮は、令和3年度に1件発生しており、依然として漁業被害が生じている事例もあるので、被害を軽減・未然防止するため、漁場環境モニタリング調査指導事業により、国、県、市町及び漁協等の情報交換・監視通報体制を強化するとともに、赤潮対策に関する調査研究を大学も交え引き続き推進する。

ウ 気候変動への対応

愛媛県気候変動適応センターを中心に、気候変動による水温の上昇、降雨の強度や期間の変化、海面の上昇等がもたらす生物多様性・生物生産性への影響や適応策の調査研究等を推進するものとする。さらに、気候変動適応法（平成30年法律第50号）に基づく気候変動適応中国四国広域協議会や愛媛県気候変動適応協議会を通じて関係者間の協力体制の構築に努めるとともに、愛媛県地球温暖化対策実行計画（令和2年2月策定）に基づく施策により、地域の状況に応じた適応策を推進するものとする。

(2) 技術開発の促進等

関係機関との情報交換や連携を図り、瀬戸内海における良好な環境を保全し、回復させるための調査研究及び技術の開発に努めるものとする。

(3) 栄養塩類管理等における最新の科学的知見に基づく評価

栄養塩類管理制度等による順応的な栄養塩類の管理等に当たっては、常に最新の科学的知見に基づき、その効果・影響を適切に評価するものとする。

5 基盤的な施策の着実な実施

(1) 広域的な連携の強化等

瀬戸内海は、13府県が関係する広域的な海域であることから、環境保全施策の推進のため、内陸地域も含めた一層の広域的な連携強化や普及啓発を図るものとする。

る。

健全な水循環・物質循環機能の維持及び回復や里海づくりのための取組の推進、住民参加の推進、環境教育・環境学習の充実を図るため、今後も、流域を単位とした関係者間の連携の強化を図るとともに、瀬戸内海環境保全知事・市長会議等により、地方公共団体の環境保全の取組に対して相互に意見を述べる機会を設けること等により、一層の連携の強化を図るものとする。

(2) 環境保全思想の普及及び住民参加の推進

環境保全対策を推進するに当たっては、生活排水をはじめとする従来からの陸域負荷のコントロールによる富栄養化対策だけでなく、プラスチックを含む廃棄物対策等についても、内陸地域を含めた総合的な対策に取り組むこととする。

その実効を期するためには、国、地方公共団体、事業者、漁業者、民間団体、市民等がその責務を果たすことはもちろんのこと、瀬戸内海地域の住民や民間団体及び瀬戸内海を利用する人々の正しい理解と協力、地域における目標の共有が不可欠である。

このため、県民に対して、各種の広報活動や県民参加型イベントを通じて、良好な生活環境の保全に関する意識の向上に努めるとともに、河川、海岸等へのごみの不法投棄防止、清掃美化活動等民間のボランティア活動などとの連携を図り、瀬戸内海の環境保全のための県民運動の推進に努めるものとする。

また、公益社団法人瀬戸内海環境保全協会等の民間団体による環境ボランティアの養成等への取組の支援に努めるものとする。さらに、環境保全施策の策定に当たっては、地域の協議会やパブリックコメントの実施を通じて、幅広い主体の意見の反映に努めるものとする。

(3) 情報提供、広報の充実

住民参加、環境教育・環境学習、調査研究等を推進するため、食、文化、レクリエーションを通じた普及啓発活動、市民の環境に対する認識の確認、多様な情報に関するデータベースの整備等により広く情報を提供するシステムの構築等を進めるとともに、ホームページ、広報誌等を通じて、瀬戸内海の環境の現状及び汚濁負荷や廃棄物の排出抑制への取組等の広報に努め、せとうちネットの活用等により情報の共有化を進めることとする。

(4) 環境教育・環境学習の推進

瀬戸内海の環境保全に対する理解や環境保全活動に参加する意識及び自然に対する感性や自然を大切に思う心を育むため、地域の自然及びそれと一体的な歴史的文化的要素を積極的に活用しつつ、国、地方公共団体、事業者及び民間団体の連携の下、環境教育・環境学習を推進するものとする。このため、海とのふれあいを確保し、その健全な利用を促進する施策の整備や理解促進のためのプログラム等の整

備等に努めるとともに、必要に応じ、子どもたちの体験活動の再構築を図るものとする。

また、国立公園等を活用した自然観察会等地域の特性を生かした体験的学習が、保護施策への理解を深め、環境教育・環境学習の観点からも効果が期待されることにもかんがみ、多様な自然体験活動を一層充実させるとともに、機会の提供やボランティア等の人材育成及び民間団体の活動に対する支援等に努めるものとする。

(5) 国内外の閉鎖性海域との連携

国内外の閉鎖性海域における環境保全に関する取組との連携を強化し、瀬戸内海の環境保全の一層の推進を図るとともに、国内外における取組に積極的に貢献するため、公益財団法人国際エメックスセンターの活用等により、閉鎖性海域に関する国際会議等の支援、積極的な参加、人的交流、情報の発信及び交換等に努めるものとする。

第4 計画の点検

この計画の点検の際には、水質及び底質の汚染状態を示す項目、水温等のほか、次の指標を用いて取組の状況を把握するものとする。なお、数値化しにくい要素を含む取組に関しては、具体的な施策の実施事例等により取組の状況を把握するものとする。

【主に水質の保全及び管理並びに水産資源の持続可能な利用の確保に関する指標】

- ・水質汚濁に係る環境基準達成状況
- ・汚濁負荷量（化学的酸素要求量（COD）・窒素・りん）
- ・クロロフィル a
- ・汚水処理人口普及率
- ・下水道高度処理実施率
- ・漁場改善計画策定漁協の養殖生産量シェア
- ・漁場改善計画数
- ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律への対応状況（農業利用量）
- ・化学肥料窒素成分使用量
- ・化学物質排出移動量届出制度（PRTR）に基づく公共用水域への届出排出量
- ・季節別管理運転の実施下水処理場数
- ・保護水面指定数
- ・藻場・干潟ビジョン策定件数
- ・漁業就業者数
- ・漁業生産量

【主に沿岸域の環境の保全、再生及び創出、並びに自然景観及び文化的景観の保全に関

する指標】

- ・藻場・干潟・砂浜面積
- ・渡り鳥飛来数
- ・自然海浜保全地区指定数
- ・国立公園利用者数
- ・国立公園面積
- ・海水浴場の数
- ・海水浴場の利用者数
- ・水浴場の水質判定基準の達成状況
- ・景観法（平成16年法律第110号）に基づく景観計画の策定自治体数
- ・森林面積
- ・森林整備（造林）実施面積
- ・保安林指定面積
- ・林地開発許可処分件数
- ・都市公園面積
- ・都市計画法に基づく風致地区指定面積
- ・史跡、名勝、天然記念物等の国指定件数
- ・重要文化的景観選定件数
- ・重要伝統的建造物群保存地区選定件数
- ・里海づくり活動の取組箇所数（自然再生推進法（平成14年法律第148号）等に基づく公的機関の取組箇所数も含む）
- ・海砂利採取量
- ・生物多様性基本法（平成20年法律第58号）に基づく生物多様性地域戦略の策定自治体数
- ・エコツーリズム地域活性化支援交付金の活用団体数

【主に海洋プラスチックごみを含む漂流ごみ等の除去・発生抑制等に関する指標】

- ・漂流ごみ等の回収量
- ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第102号）に基づくプラスチックごみの分別収集量
- ・愛媛県海岸漂着物対策活動推進員・団体、愛ビーチ・サポーター団体の登録数

【主に気候変動への対応を含む環境モニタリング等の推進に関する指標】

- ・水温（表層及び底層）
- ・河川流量（重信川、肱川）